

風水害時等の対応について

「最近の災害状況を鑑み、園児や保護者、職員の安全を守ることを最優先事項とし、あわせて職員体制の確保状況等から対応を一部変更する。」とした公立こども園の決定にあわせ、当園も同様に対応する。

警報の種類	休園等の対応
暴風警報および 特別警報 (暴風・大雨等)	<ul style="list-style-type: none"> ・発令中、保育は実施しない。 ・保育中に発令された場合は、迎えを要請する。 ・なお、台風の接近などにより保育中の発令が予想される場合は、あらかじめ休園とすることがある。
高潮警報	<ul style="list-style-type: none"> ・基本、保育を実施する。 ・ただし、当園は「避難確保計画作成施設」に指定されているので、 <ul style="list-style-type: none"> ・園の所在地が警戒レベル3(高齢者等避難)以上の発令対象地域となっている時は、保育を実施しない。 ・また、保育中に発令された場合は速やかに避難を開始し、迎えを要請する。 ※避難確保計画作成施設とは…浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある施設で、堺市地域防災計画にその施設の名称および所在地が定められた施設で、避難確保計画の作成等が義務付けられている
洪水警報および 大雨警報 (浸水害)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本、保育を実施する。 ・ただし、当園は「避難確保計画作成施設」に指定されているので、 <ul style="list-style-type: none"> ・園の所在地が警戒レベル3(高齢者等避難)以上の発令対象地域となっている時は、保育を実施しない。 ・また、保育中に発令された場合は速やかに避難を開始し、迎えを要請する。 ・また、保育中に警戒レベル3以上の発令が予想される場合は、保育を見合わせることもある。
大雨警報 (土砂災害)	<ul style="list-style-type: none"> ・園の所在地が土砂災害(特別)警戒区域または土砂災害危険個所に指定されており、かつ、警戒レベル3(高齢者等避難)以上の発令対象地域となっている時は、保育を実施しない。 ・保育中に発令された場合は速やかに避難を開始し、迎えを要請する。

※大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線、南海高野線および南海本線の3線がすべて運休している（一部運休は除く）場合は保育を実施しない。

※特別警報、暴風警報、大雨警報が保育中に発令されることが予想される場合は、あらかじめ休園とすることもある。

※JR 阪和線、南海高野線および南海本線の3線すべての計画運休が決定した場合は、速やかに保護者に迎えを要請する。

また、3線すべての計画運休が予想される場合は、保育を見合わせることもある。

◎警報や避難解除の解除、公共交通機関の運行再開となった場合、施設の被害状況および安全の確保、職員体制、給食等の提供可否などを勘案し、体制が整い次第保育を開始する。